

平成19年度 決算審査報告

代表監査委員 高橋昌也

一般会計・特別会計

1、審査の総括

審査に付された平成19年度一般会計及び国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道の四特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、数値は帳票と符合し、正確であると認められました。

2、審査の概要

平成19年度の実質収支比率（赤字団体であるかどうかを判断するもの）は6.7%であり、安定した数値を示しています。

次に財政の健全性を示す指標である経常収支比率については、83.6%であり、財政構造の弾力性は引き続き保持されていると認められます。

また、当町における公債費負担比率は3.7%となり、前年度より0.2ポイント

減少しました。以上財政分析の結果、財政の健全性、弾力性については標準以上であると判断されます。

3、審査に基づく意見

次に地方公共団体の運営の目的は地域住民の福祉の向上を図ることであり、町財政が漸減する中、財政運営の一層の効率化と最小の経費で最大の効果を挙げるといふ財政基本原則の確認及び観光産業を中心とした景気浮揚の諸施策が実施されなければなりません。

これらの実現に向け、後期基本計画に則り、今後とも新しい時代にはばたく活力ある湯沢町を目指してほしいと願うものであります。

次に町税の滞納について言及しなければなりません。町税収入が年々減少する中で滞納額が急増し、町政運営への支障が憂慮されるどころであります。

町税収納については、税

務課職員、及び徴収嘱託員だけに任ずことなく、役場職員一人ひとりが現状を強く認識し、一丸となって滞納処理に当たることを望みます。もって収納率の向上と適正かつ公平な税務運営を期待するものであります。

企業会計

1、審査の対象

水道事業・病院事業

2、審査の方法

審査に付された各事業の決算書類が法令の規定により作成されているか、計数は正確であるか、数値を帳票と照合、さらに執行手続は適法か、関係書類により調査しました。

その上で事業全体をとおりして企業の経済性が発揮され、公共の福祉の増進が図られたかを審査しました。

3、審査の結果

各事業の決算は、いずれも法令に基づいて作成されており、計数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても、概ね予算の定めに従って執行されている

と認められました。

4、審査の概要

○水道事業

有収水量が今年度も減少を続け、油断を許さない状況にあり、経営の根本となる給水収益の今後大幅な増加が見込めないことは、大きな不安要素であります。

○病院事業

本事業会計は、医療収益の全額を指定管理者制度を導入したことに伴う交付金として行っていることから、他の費用分と経営健全化交付金が資金不足になることは避けられず、そのため平成19年度決算では1億3千万円を一般会計から繰入れたものです。現行の指定管理者としての契約上ではこのような決算となることはやむを得ないものと思われ、今後とも地域医療の核として「地域に信頼される、かかりつけ病院」の構築に務められ、各種健診、人間ドック等の活動を積極的にしながら、本事業会計の経営の安定、向上に努力されるよう期待するものです。

財政健全化判断比率

19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において指標が設けられ、比率の公表が適用されました。

1、普通会計

- ①実質赤字比率（基準14.97）
- ・赤字比率は収支が黒字となっており発生しない。
- ②連結実質赤字比率（基準19.97）
- ・赤字比率は収支が黒字となっており発生しない。

- ③実質公債費比率（基準25.00）
- ・公債費比率は8.6となっており良い状況です。

- ④将来負担比率（基準350.00）
- ・負担比率は15.8となっており良い状況です。

2、事業会計

- ①資金不足比率（基準20.00）
- ・水道事業会計、病院事業会計とも資金不足比率は発生していないため、良い状況です。